

関東地方整備局管内の 工事事故発生状況と対策について

国土交通省関東地方整備局企画部技術調査課

よこさか としお
課長補佐 横坂 利雄

1. はじめに

平成19年度の関東地方整備局における工事事故の発生件数は、121件と過去5カ年では最多となりました。これは、関東地方整備局管内の工事現場で約3日に1件の割合で工事事故が発生したことになります。

本稿では、平成19年度の工事事故発生状況とその事故事例ならびに平成20年度の事故防止対策を紹介します（図1）。

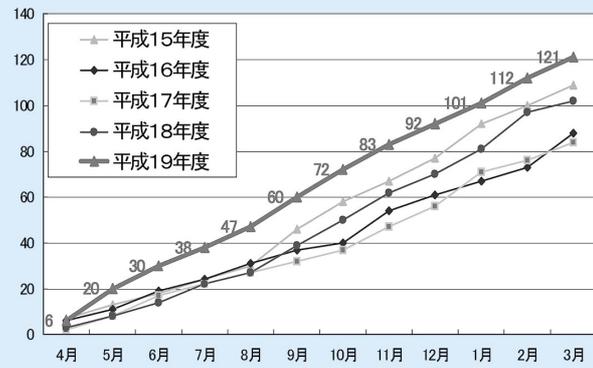


図1 工事事故発生状況

年々増加している状況にあります（図2）。

2. 平成19年度の工事事故発生状況

(1) 工事事故発生件数の推移

平成16年度、17年度と工事事故発生件数は減少したものの、18年度から増加傾向になり、19年度はさらに増加し121件となりました。

一方で工事発注件数は、年々減少しており平成18年度は2,000件を割り、19年度は1,630件となっています。

このように、ここ数年は、工事発注件数が減少しているのに工事事故発生件数が増加している状況が続いています。

また、入札工事における工事事故発生件数は、



図2 工事事故件数と発注件数の推移

(2) 工事事故の発生形態状況

工事事故発生形態別では、公衆損害事故が増加しており、全体の54%を占めています。公衆損害

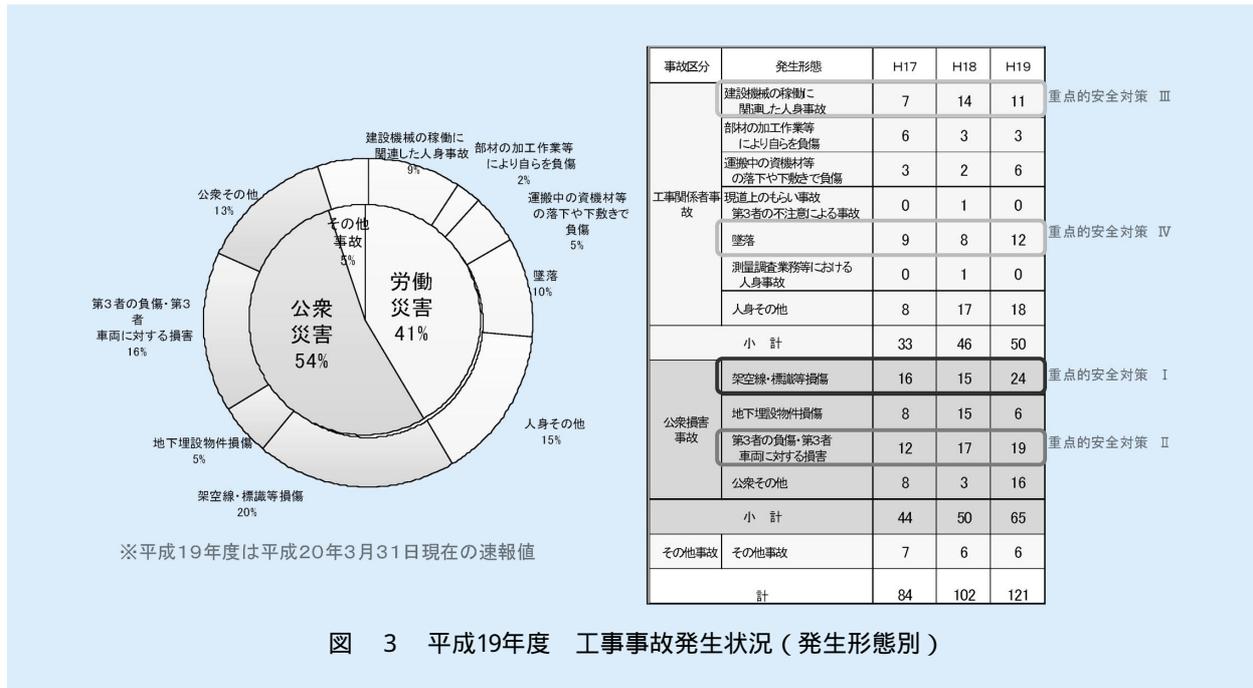


図 3 平成19年度 工事事務発生状況 (発生形態別)

事故のうち、架空線・標識等の損傷事故が最も多く対前年度比の1.6倍の24件に達しています。次いで第三者の負傷・第三者車両に対する損傷事故19件となっています。

また、工事関係者事故では、建設機械の稼働に関連した人身事故が11件、墜落による事故が12件となっています(図 3)。

3. 平成19年度に発生した事故事例

(1) 架空線の損傷事故事例

1) 事故発生概要

バックホウが河川の堤防天端を移動中、横断している架空線(電話線)にバックホウのアームが接触し切断したもので、一般家屋5世帯に5時間わたり電話を不通にした事故です。

2) 事故発生原因

- ① 施工計画書では、架空線に対する目印表示をすることになっていたにもかかわらず、実際には目印表示の設置を怠ったこと。
- ② 誘導員は、バックホウを移動させるにあたり、路肩の注意をするあまり架空線の注意を怠ったことなどが原因と考えられます。

平成19年度は、同様な事故が24件発生しました

(図 4, 写真 1)。

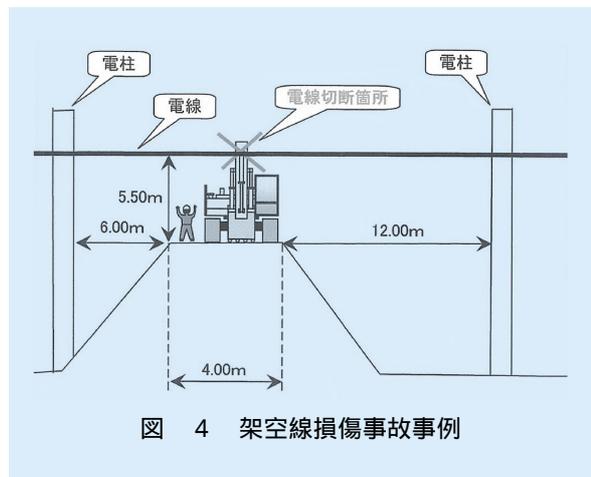


図 4 架空線損傷事故事例

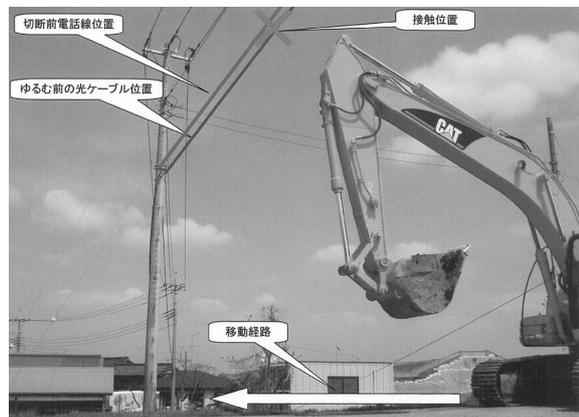


写真 1 架空線損傷事故事例

(2) 第三者車両に対する損傷事例

1) 事故発生概要

肩掛け式除草機械で歩道の除草作業をした際に、小石が車道に飛び、走行していた第三者車両の窓ガラスを破損させた事故です。幸いにも第三者車両の助手席には同乗者がいなかったことから、人身事故までは至りませんでした。

2) 事故発生原因

除草作業において、第三者および第三者車両に小石などの飛散の恐れのある個所では、飛散防止用のネットなどの対策をすべきであったが、その防護を怠ったことが原因と考えられます。

平成19年度は、同様な事故が4件発生しました(写真 2, 3)。



写真 2 第三者車両に対する損傷事故事例



写真 3 第三者車両に対する損傷事故事例

(3) 建設機械の稼働に関連した人身事故事例

1) 事故発生概要

バックホウで既設排水構造物の取壊し作業中に、バックホウの作業位置を調整するため移動した際に、死角にいた作業員の足をキャタピラで轢

き作業員が全治2カ月間の骨折事故です。

2) 事故発生原因

- ① バックホウの作業半径内に作業員が立ち入って作業をしたこと。
- ② バックホウのオペレーターは、誘導員の誘導もなく独自の判断で移動操作をしたことが事故の原因と考えられます。

平成19年度は、同様な事故が11件発生しました(図 5, 写真 4)。

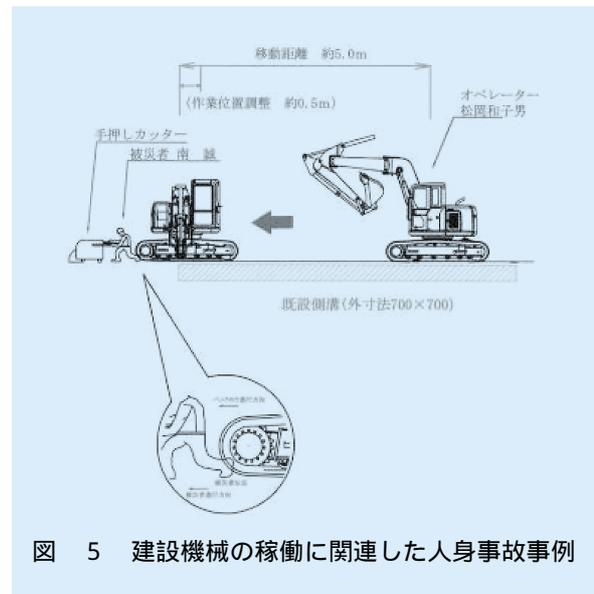


図 5 建設機械の稼働に関連した人身事故事例



写真 4 建設機械の稼働に関連した人身事故事例

(4) 墜落による事故事例

1) 事故発生概要

共同溝の立坑内で、仮設の昇降設備撤去作業を行っていた際に、作業員が約10.5m開口部から墜落し死亡した事故です。

2) 事故発生原因

- ① 当初開口部には、墜落防止のための手摺り、

囲いなどが設置されていたが、下階に作業員が残っているにもかかわらず、上階の手摺り、囲いなどの撤去作業をしたこと。

- ② これら作業手順について、作業員に周知徹底がなされていないことが事故の原因と考えられます(図 6, 写真 5)。

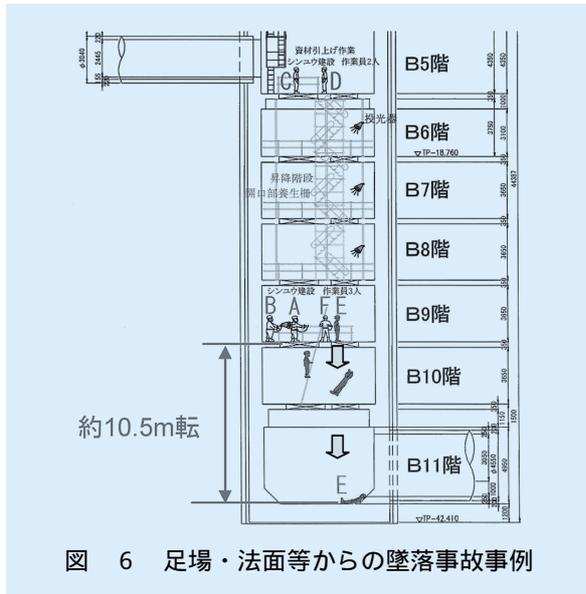


図 6 足場・法面等からの墜落事故事例

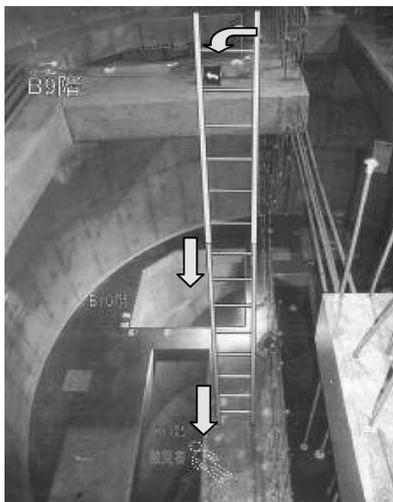


写真 5 足場・法面等からの墜落事故事例

の重点的安全対策項目は、次のとおり定めまし
た。

- (1) 平成20年度の重点的安全対策項目
 - 1) 架空線等損傷事故の防止
 - ① 目印表示の設置, 現地確認
 - ② 適切な誘導
 - ③ アーム・荷台は下げて移動
 - 2) 第三者の負傷および第三者車両等に対する損害事故の防止
 - ① 適切な交通誘導
 - ② 交通事故の防止
 - ③ 一般車両, 歩行者等の共用部分における良好な路面の確保
 - ④ 除草作業時の飛び石などの飛散防止対策
 - 3) 建設機械の稼働に関連した人身事故の防止
 - ① 建設機械の作業半径内立入禁止
 - ② 誘導員の配置
 - ③ 適切な施工機械の選定および使用
 - 4) 足場・法面などからの墜落事故の防止
 - ① 作業員に対する作業方法および順序の周知
 - ② 親網・安全帯点検の強化

(2) 工事事務局に対する加算措置

「重点的安全対策」の遵守が不十分であったために発生したことが明らかな工事事務局に対しては、請負業者に対し、口頭厳重注意または文書厳重注意の措置影響期間を1.5倍としています。

(3) 工事事務局に対する下請負人への措置

工事事務局を発生させた場合において、下請負人に責があることが明らかである場合には、下請負人に対しても厳しい措置をすることとしています。

4. 平成20年度重点的安全対策

関東地方整備局では、平成19年度の工事事務局の発生状況を踏まえ、「平成20年度重点的安全対策項目」を定め、管内各事務所に通知するとともに、関係業団体に会員各社への周知を依頼し工事事務局安全対策の向上に努めています。平成20年度

5. 工事事務局によるペナルティと表彰制度

(1) 工事事務局に伴う措置

関東地方整備局で行う工事事務局に伴う指名停止などの措置は、工事事務局再発防止の観点から行っ

表 1 工事事故に伴う措置

措置内容	措置期間	工事成績減点	総合評価の評価項目減点(措置期間内)
指名停止	3カ月以上	- 20点	措置期間内は入札参加不可
	2カ月以上3カ月未満	- 15点	
	1カ月以上2カ月未満	- 13点	
	2週間以上1カ月未満	- 10点	
文書嚴重注意	1カ月～3カ月	- 8点	- 8点
口頭嚴重注意	1カ月～3カ月	- 5点	- 4点
口頭注意喚起	なし	- 3点	なし

ており、安全管理の適切さの程度と被害の程度により「口頭嚴重注意」「文書嚴重注意」「指名停止」などの措置内容および措置期間を定めています(表 1)。

(2) 表彰制度

関東地方整備局では、安全対策の向上および円滑な事業の推進に資するため、施工実績工事において安全管理が優秀な請負者には、表彰を与えています。

この安全管理優良請負者表彰は、3年間の累計完成工事量が3件以上かつ請負額が5億円以上で無事故の請負者に表彰しています。この表彰を受



写真 6 安全優良旗

けた請負者に、工事入札参加時の総合評価において配点が5点加算されるとともに安全優良旗を貸与しております。請負者は、工事現場にこの安全旗を掲示することで、他の模範となるとともに現場で働く作業員に対してもさらなる安全対策の意識の向上を図ることとしています(写真 6)。

6. おわりに

以上、関東地方整備局管内における工事事故の発生状況と工事事故防止に関する取り組み状況を紹介しました。平成19年度は、電話線・電線の切断といった架空線の損傷事故が24件、バックホウなどの建設機械に接触し作業員の負傷事故が11件と非常に多く発生してしまいました。これらは、いずれも単純ミスによるもので、基本的な安全対策をしていれば、工事事故の発生が防げたのではないかと考えられます。

平成20年度は、重点的安全対策の遵守はもとより、特に架空線の損傷事故、建設機械の稼働による作業員の負傷事故に対する安全対策を徹底するなど、工事現場の災害危険ゼロを目指して請負者、発注者ともに安全対策を取り組んでまいりたいと考えています。